

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成十九年九月六日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

宮本 通子 Kildedalén 13 3400 Hillerød, Denmark

井田 清子 東京都町田市鶴川四丁目一〇番地一二

二 送達すべき書類の名称

県道新山府中線改築工事（広島県福山市新市町大字宮内地内）に係る土地収用事件の第

一回審理開催の通知書

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積（ m^2 ）
		公簿	現況	公簿（ m^2 ）	実測（ m^2 ）	
福山市新市町大字宮内	八二三番	宅地	宅地	一六三三・一五	一六四七・四一	一一五・一二

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木部総務管理局土木総務室

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成十九年九月十九日をもって、その書類の送達があつたものとみなされます。